

第14号様式（第8条関係）
（その1）

収 支 報 告 書

令和 6 年分

（ふ り が な）

1 政治団体の名称

（
さんさんかい
さんさん会
）

2 主たる事務所の所在地

揖斐郡大野町稲富 479-1

3 代表者の氏名

向井 軸 朗

4 会計責任者の氏名

吉 村 工

事務担当者の氏名

宇佐美 泉

（電話）

090-5877-0200

（電話）

政 治 団 体 の 区 分

☐

政党

☐

政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

☐

政党の支部

☒

その他の政治団体

☐

政治資金団体

☐

その他の政治団体の支部

活 動 区 域 の 区 分

☐

2以上の都道府県の区域等

☒

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☒

無

☐

有（この場合は以下を記入）

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

☐

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐

政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

年 月 日 から
年 月 日 まで



収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(全欄要記入)

収入総額	-----	十億	百万	千	4	9	8	8	3	円
(前年からの繰越額)	-----				4	9	8	8	0	
(本年の収入額)	-----								3	
支出総額	-----								0	
翌年への繰越額	-----				4	9	8	8	3	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

[illegible]

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附				0	一様式(その7-1)の合計金額
[う ち 特 定 寄 附]				0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附				0	一様式(その7-2)の合計金額
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				0	一様式(その7-3)の合計金額
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				0	
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]				0	一様式(その8)の合計金額
イ 政 党 匿 名 寄 附				0	一様式(その9)の合計金額
合 計 (ア + イ)				0	

(その6)

(6) その他の収入

摘 要	金 額						備 考
		十億		百万		千	円
							0
こ の 頁 の 小 計							0
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の							3
合 計							3

(注) 1件あたりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実ごとに、その金額を、年月日順に記載してください。
1件あたりの金額が10万円未満のものにあつては、一括してそれらの合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。

(その１７)

資 産 等 の 状 況

１ 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が１００万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が１００万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	☐	☒	

(注)「有」に「レ」を記入した場合は、項目別に別葉で、様式（その１８）にその内訳を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ・ 領収書等の写し
- ・ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 13 日

政治団体の名称

さんさん会

会計責任者の氏名

吉 村 エ

（備考）

「会計責任者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。